

令和8年度水戸市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

本市では、市内農地の約3分の2を水田が占めており、稲作主体の農業が展開されている。水田農業は、単位面積当たりの所得が低いものの、他の作物に比べて年間の労働時間が短いため、経営規模の拡大や他の作目を組み合わせた複合経営がしやすいという特徴がある。一方で、水田農業を取り巻く環境は、生産費の高騰、農業従事者の高齢化と減少、さらには人口減少や食の多様化に伴い米消費量の中長期的な低迷が見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。また、地域的には、JAの系統出荷率が低く、農家の販売先が細分化されているため、集荷業者と連携した作付け転換が困難な状況もある。

このような中、本市では、比較的転換が容易な飼料用米や、主に集落営農組織等が担うWCS用稲、麦、大豆への作付け転換を支援することで、需要に応じた生産を推進してきたところである。

令和7年産米については、米価の高騰や飼料用米（一般品種）の交付単価の減額等により飼料用米の作付面積が大幅に減少した一方で、主食用米の作付面積が大幅に増加している。令和8年においても主食用米の作付け意向が高い傾向にあるが、中長期的には主食用米の需要減少が見込まれるため、飼料用米（多収品種）や新市場開拓用米（輸出用米）等の作付けを促進していく。

また、将来的な農業従事者の減少と耕作放棄地の増加に対応していくため、集落営農組織等の果たす役割が重要になっている。これらの組織の経営安定化を図るため、WCS用稲、麦、大豆等の作付けに対する支援を継続していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

若手農業者を中心に、新市場開拓用米（輸出用米）が作付けされている。令和7年度には、市内6戸の農業者がコメ新市場開拓等促進事業に採択されており、一部では複数年契約が締結されるなど安定的な需要の傾向も見られる。この状況を踏まえ、新市場開拓用米（輸出用米）の作付け拡大を推進していく。

また、高収益作物については、加工用カンショやネギが作付けされている。県が設定する園芸作物等転換加算を活用し、水田における高収益作物の導入を支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市においては、畑地化促進事業における「おおむね団地化された畑地」の基準を、同種の対象作物を栽培する耕地間が、おおむね500m以内の距離で近接し、その耕作面積の合計が1ha以上となるものとしている。

令和5年度は麦・加工用カンショ等で約13.7ha、令和6年度は加工用カンショで約6.7ha、令和7年度は麦で約0.3haの畑地化を支援した。令和8年度も要望に応じ、畑地化及び定着化を支援していく。

一方、内原地区では、麦・大豆と主食用水稻のブロックローテーションが確立されており、引き続き取組を支援していく。また、その他の地区についても、産地づくり体制構築

等支援を活用しながら、ブロックローテーションの導入を促進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本市の主要作物である主食用米については、関係機関と連携しながら、農業者による需要に応じた米生産の取組を推進するとともに、付加価値の高い高品質で安全な米の生産とブランド化を図る。

(2) 備蓄米

全国的な主食用米の需給状況を踏まえ、備蓄米の出荷要望があれば、関係機関と連携し、出荷を支援する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

湿田の多い本市においては、飼料用米等の新規需要米が中心的な転換作物となっている。令和8年度は多収品種に対する国の交付単価が維持された一方で、一般品種に対する国の交付単価が減額されている。市産地交付金は、生産性向上等の取組を要件に多収品種及び一般品種に対して同額の支援を行い、転換意欲の維持・向上を図る。

イ 米粉用米

米の需要拡大及び過剰作付け解消の観点から、常澄地区で取り組まれている米粉麺等加工食品の生産と消費拡大を推進する。令和8年度から、コメ新市場開拓等促進事業において、従来のパン・麺用の専用品種に限定されていた要件が緩和され、専用品種以外であっても実需者と契約を締結した場合は支援対象とされた。更なる制度の周知により、作付面積の拡大を促進する。

ウ 新市場開拓用米

コメ新市場開拓等促進事業を活用し、輸出用米の生産支援に継続して取り組んでいる。関係機関・集荷業者と連携しながら、引き続き当該事業を活用し、取組面積の拡大や複数年契約の導入を促進する。

エ WCS用稲

飼料価格の高騰により地域の畜産農家から需要があり、今後も一定の需要水準が継続するものと考えられるため、生産性向上等の取組を要件に支援を行い、作付面積の拡大を促進する。併せて、ニーズの高い茎葉型品種の導入や品質の向上を図る。

オ 加工用米

コメ新市場開拓等促進事業に係る情報提供を行い、飼料用米に代わる転換作物として作付けを促進する。

カ 酒造好適米

令和8年度からコメ新市場開拓等促進事業に対象作物として追加された。当該事業に係る情報提供を行い、飼料用米に代わる転換作物として作付けを促進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆及び飼料作物は、国が転換作物として推進しており、本市においても、集落営農組織等に対する支援を行っているところである。麦、大豆に対しては、大規模化、二毛作及びブロックローテーションの取組を対象に市産地交付金による加算を行うとともに、市独自の助成を行っている。また、飼料作物に対しては、二毛作の取組を対象に市産地交付金による加算を行っている。水田の有効活用を図るため、これらの支援を継続していく。

(5) そば、なたね

そばの水田における作付面積は小規模にとどまっているものの、水田の有効活用の観点から、二毛作の取組を対象に市産地交付金による加算を行っている。引き続き支援を行い、生産面積の維持を図る。

なたねについては、畑での作付けのみで、水田での作付けが行われていない状況である。今後、水田での作付けが行われる場合は、転換作物として支援していく。

(6) 地力増進作物

作付面積がごく小規模であるため、特段の取組を行わない。

(7) 高収益作物

高収益作物については、加工用カンショやネギの生産が行われている。県が設定する産地交付金の園芸作物等転換加算を活用し、水田における高収益作物導入を支援していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	3,082.7		3,092.3		2,770.8	
備蓄米	0.0		0.0		0.0	
飼料用米	102.0		90.6		289.6	
米粉用米	2.6		2.6		2.5	
新市場開拓用米	5.9		35.4		13.8	
WCS用稲	87.6		87.6		113.4	
加工用米	0.0		0.0		1.9	
麦	95.9	0.0	74.6		119.0	16.8
大豆	65.2	51.2	38.5	25.9	73.8	55.6
飼料作物	2.2		2.2		5.2	2.6
・子実用とうもろこし	0.0		0.0		0.0	
そば	5.1		5.1		5.1	
なたね	0.0		0.0		0.0	
地力増進作物	0.0		0.0		0.0	
高収益作物	0.2		0.0		0.2	
・野菜	0.2		0.0		0.2	
・花き・花木	0.0		0.0		0.0	
・果樹	0.0		0.0		0.0	
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0	
その他	0.0		0.0		0.0	
・						
畑地化	20.7		0.0		22.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作）	飼料用米生産性向上の取組への加算	飼料用米生産性向上の取組面積	（令和7年度） 100.9ha	（令和8年度） 289.6 ha
2	麦、大豆（基幹作）	麦、大豆の大規模化加算	大規模化加算の対象面積	（令和7年度） 99.8 ha	（令和8年度） 119.8 ha
3	麦、大豆、そば、飼料作物 （飼料用水稲を除く）	二毛作助成	二毛作助成の対象面積	（令和7年度） 51.2 ha	（令和8年度） 74.4 ha
4	麦、大豆（基幹作）	ブロックローテーション 加算	ブロックローテーション 加算の対象面積	（令和7年度） 66.3 ha	（令和8年度） 64.1 ha
5	WCS用稲（基幹作）	WCS用稲生産性向上等の取組への加算	WCS用稲生産性向上等の取組面積	（令和7年度） 87.6 ha	（令和8年度） 113.4 ha

- ※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
- ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:水戸市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米生産性向上の取組への加算	1	15,000	飼料用米	フレコン出荷、共同乾燥調製施設の活用等
2	麦、大豆の大規模化加算	1	9,000	麦、大豆	麦、大豆(基幹作)の合計作付面積が5ha以上
3	二毛作助成	2	18,000	麦、大豆、そば、飼料作物(飼料用水稲を除く)	麦、大豆、そば、飼料作物(飼料用水稲を除く)の二毛作
4	ブロックローテーション加算	1	3,000	麦、大豆	概ね4ha以上(連担化は要件としない)の麦、大豆(基幹作)のブロックローテーションを行っていること。
5	WCS用稲生産性向上等の取組への加算	1	3,000	WCS用稲	専用品種、生産組合による取組等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。